

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6270491号
(P6270491)

(45) 発行日 平成30年1月31日(2018.1.31)

(24) 登録日 平成30年1月12日(2018.1.12)

(51) Int.Cl.

F I

G 0 6 F 21/44 (2013.01)

G 0 6 F 21/44 3 5 0

請求項の数 7 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2014-3639 (P2014-3639)	(73) 特許権者	000000284
(22) 出願日	平成26年1月10日 (2014.1.10)		大阪瓦斯株式会社
(65) 公開番号	特開2015-132947 (P2015-132947A)		大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号
(43) 公開日	平成27年7月23日 (2015.7.23)	(74) 代理人	110001818
審査請求日	平成28年12月19日 (2016.12.19)		特許業務法人R&C
		(72) 発明者	鈴木 智之
			大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号
			大阪瓦斯株式会社内
		(72) 発明者	岡本 秀樹
			大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号
			大阪瓦斯株式会社内
		(72) 発明者	八木 政彦
			大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号
			大阪瓦斯株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 認証方法及び認証システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

認証された機器にサービスを提供するホスト機器と、当該サービスを利用するゲスト機器とが接続されたネットワークにおいて、前記ホスト機器が前記サービスの提供先として前記ゲスト機器を認証する認証方法であって、

前記ホスト機器に対しユーザーが所定の待受開始操作を行うことで、前記ホスト機器が前記ゲスト機器からの通信を待ち受ける待受状態に移行する待受開始工程と、

前記ゲスト機器に対しユーザーが所定の接続操作を行うことで、前記ゲスト機器が、自身のIPアドレスと前記ホスト機器を探す旨の情報とを含む探索用電文を、前記ネットワーク内にブロードキャストする探索工程と、

前記ホスト機器が前記ゲスト機器から前記探索用電文を受信したときに、前記ホスト機器が、自身のIPアドレスを前記ゲスト機器に通知する通知工程と、

前記ゲスト機器が前記ホスト機器のIPアドレスを受信したときに、前記ゲスト機器が、前記ホスト機器による認証を要求する旨の情報と前記ゲスト機器を一意に識別可能な識別子とを含む認証要求電文を前記ホスト機器に送信する認証要求工程と、

前記ホスト機器が前記認証要求電文を受信したときに、前記ホスト機器が、前記ゲスト機器を認証するか否かを、ユーザーが所定の認証操作を行うことで決定する認証決定工程と、

を順に実行する認証方法。

【請求項2】

前記待受開始操作及び前記認証操作が、前記ホスト機器に対して物理的な状態変化を伴う当該ホスト機器に特有の操作である請求項 1 に記載の認証方法。

【請求項 3】

前記ホスト機器が、前記認証決定工程において認証済みの前記ゲスト機器の前記識別子を記憶する識別子データベースを備え、

前記ゲスト機器が前記ホスト機器の前記 IP アドレスに対して通信不能となった場合に、

前記探索工程、前記通知工程、前記認証要求工程を順次実行し、

前記ホスト機器が、前記認証要求電文に含まれる識別子が、前記識別子データベースに記憶されている場合に前記ゲスト機器を自動的に認証する自動認証工程を実行する請求項 1 または 2 に記載の認証方法。

10

【請求項 4】

前記ホスト機器が、

自身の IP アドレスを定期的に記憶するためのアドレス記憶手段と、

自身の IP アドレスと、前記アドレス記憶手段に記憶された IP アドレスとが同一であるかを監視するアドレス監視手段と、を備え、

前記アドレス監視手段が、IP アドレスが同一でないことを検知した場合に、

前記待受状態に移行するように構成された請求項 3 に記載の認証方法。

【請求項 5】

前記ゲスト機器が、外部表示手段を備えた携帯端末であり、

前記認証決定工程において、前記ホスト機器が前記認証要求電文を受信した旨を、前記携帯端末の外部表示手段に表示するように構成された請求項 1 ~ 4 の何れか一項に記載の認証方法。

20

【請求項 6】

前記ホスト機器と同一の場所に、外部表示手段を備えたりモコンにより操作可能な熱電併給装置が設けられ、

前記認証決定工程において、前記ホスト機器が前記認証要求電文を受信した旨を、前記リモコンの外部表示手段に表示するように構成された請求項 1 ~ 4 の何れか一項に記載の認証方法。

【請求項 7】

前記ホスト機器と前記ゲスト機器とを備えて構成され、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の認証方法を実行する認証システム。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、認証された機器にサービスを提供するホスト機器と、当該サービスを利用するゲスト機器とが接続されたネットワークにおいて、前記ホスト機器が前記サービスの提供先として前記ゲスト機器を認証する認証方法及び認証システムに関する。

【背景技術】

【0002】

上述のようなホスト機器におけるゲスト機器の認証方法としては、例えば非特許文献 1 に示す W P S (Wi-Fi Protected Setup) といった技術が一般的に知られている。W P S においては、ユーザーが略同時刻にゲスト機器及びホスト機器の接続開始ボタンを押すことで、ゲスト機器及びホスト機器が相互に認証し合い、自動的にネットワーク接続が完了する。具体的には、例えば特許文献 1 には、ホスト機器としての無線 LAN 基地局 (アクセスポイント) と、ゲスト機器としての無線 LAN 端末 (ステーション) とを W P S により接続する方法が開示されている。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

50

【特許文献1】特開2010-157889号公報

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献1】Wi-Fi Alliance, “Wi-Fi Protected Setup Specification”, Version 1.0h, December, 2006

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、WPSにおいては、ホスト機器のWPS開始ボタンが押されてから、ゲスト機器の接続開始ボタンが押されるまでの間に、その他のゲスト機器からWPSによる接続要求が行われると、当該その他のゲスト機器がホスト機器によって認証されるおそれがあった。すなわち、WPSによる通信を開始した直後に、ホスト機器が不正なゲスト端末を自動的に認証するおそれがあった。本願発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、ホスト機器によるゲスト機器の認証を、ユーザーに必要以上に手間をかけることなく簡便、かつ、不正な端末の認証を回避できるように安全に実行できる方法を確立することにある。

10

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するための本願発明の特徴は、認証された機器にサービスを提供するホスト機器と、当該サービスを利用するゲスト機器とが接続されたネットワークにおいて、前記ホスト機器が前記サービスの提供先として前記ゲスト機器を認証する認証方法であって、

20

前記ホスト機器に対しユーザーが所定の待受開始操作を行うことで、前記ホスト機器が前記ゲスト機器からの通信を待ち受ける待受状態に移行する待受開始工程と、

前記ゲスト機器に対しユーザーが所定の接続操作を行うことで、前記ゲスト機器が、自身のIPアドレスと前記ホスト機器を探す旨の情報とを含む探索用電文を、前記ネットワーク内にブロードキャストする探索工程と、

前記ホスト機器が前記ゲスト機器から前記探索用電文を受信したときに、前記ホスト機器が、自身のIPアドレスを前記ゲスト機器に通知する通知工程と、

前記ゲスト機器が前記ホスト機器のIPアドレスを受信したときに、前記ゲスト機器が、前記ホスト機器による認証を要求する旨の情報と前記ゲスト機器を一意に識別可能な識別子とを含む認証要求電文を前記ホスト機器に送信する認証要求工程と、

30

前記ホスト機器が前記認証要求電文を受信したときに、前記ホスト機器が、前記ゲスト機器を認証するか否かを、ユーザーが所定の認証操作を行うことで決定する認証決定工程と、

を順に実行する点にある。

【0007】

上記特徴構成により、ゲスト機器とホスト機器とが互いにIPアドレスを把握しておらず、通信が確立していない状況であっても、ユーザーは待受開始操作及び接続操作を行うだけで、自動的に相互に接続可能な状態とすることができる。そして、認証決定工程において、ホスト機器がゲスト機器を認証するか否かをユーザーの意思によって決定することができるため、ホスト機器が不正な端末を自動的に認証してしまうという問題を回避することができる。すなわち、ホスト機器によるゲスト機器の認証を、ユーザーに必要以上に手間をかけることなく簡便、かつ、不正な端末の認証を回避できるように安全に実行できる方法を確立することができる。

40

【0008】

さらに別の特徴としては、前記待受開始操作及び前記認証操作が、前記ホスト機器に対して物理的な状態変化を伴う当該ホスト機器に特有の操作である点にある。

【0009】

上記特徴構成によれば、ホスト機器があらかじめ備えている特有の操作に、待受開始操

50

作及び前記認証操作を割り当てるため、待受開始操作及び前記認証操作に専用の操作部（例えばスイッチなど）を備えていない場合であっても、待受開始工程や認証決定工程を実行することができる。すなわち、従来型のホスト機器の筐体を流用することが可能となり、安価に本願発明の方法を実装した製品を製作することができる。また、例えば、ホスト機器としてガスコンロを用いる場合にはガスバーナーの点火、給湯器の場合には出湯、など物理的な状態変化を伴う操作とするため、電子的な不正操作によって待受開始工程や認証決定工程が実行されることを抑制することができる。

【0010】

加えて、前記ホスト機器が、前記認証決定工程において認証済みの前記ゲスト機器の前記識別子を記憶する識別子データベースを備え、

10

前記ゲスト機器が前記ホスト機器の前記IPアドレスに対して通信不能となった場合に、

前記探索工程、前記通知工程、前記認証要求工程を順次実行し、

前記ホスト機器が、前記認証要求電文に含まれる識別子が、前記識別子データベースに記憶されている場合に前記ゲスト機器を自動的に認証する自動認証工程を実行する構成とすると好適である。

【0011】

上記特徴構成によれば、例えば、ルータによりホスト機器のIPアドレスが振り直されたときなど、ゲスト機器が以前のホスト機器のIPアドレスを用いて接続できなくなった場合であっても、自動的にゲスト機器からホスト機器への再接続を実現することができる。すなわち、ホスト機器によるゲスト機器の認証を、より一層ユーザーに必要以上に手間をかけることなく簡便、かつ、安全に実行できる方法確立することができる。

20

【0012】

さらに、前記ホスト機器が、

自身のIPアドレスを定期的に記憶するためのアドレス記憶手段と、

自身のIPアドレスと、前記アドレス記憶手段に記憶されたIPアドレスとが同一であるかを監視するアドレス監視手段と、を備え、

前記アドレス監視手段が、IPアドレスが同一でないことを検知した場合に、

前記待受状態に移行するように構成すると好適である。

【0013】

30

上記特徴構成によれば、ホスト機器のIPアドレス変更され、ゲスト機器がホスト機器と接続できなくなるおそれが生じた場合に、自動的にホスト機器が待受状態に移行するため、ユーザーが特別な操作を行うことなく、探索工程においてゲスト機器からホスト機器に通信を行うことができる。

【0014】

さらに、前記ゲスト機器が、外部表示手段を備えた携帯端末であり、

前記認証決定工程において、前記ホスト機器が前記認証要求電文を受信した旨を、前記携帯端末の外部表示手段に表示するように構成すると好適である。

【0015】

上記特徴構成によれば、例えば、ホスト機器が、認証操作を行う必要がある旨をユーザーに通知する手段を備えていない場合であっても、認証操作を行う必要があることを、携帯端末を介して即座に知ることができる。すなわち、ホスト機器によるゲスト機器の認証を、よりユーザーが簡便に実行できる方法確立することができる。

40

【0016】

または、前記ホスト機器と同一の場所に、外部表示手段を備えたりモコンにより操作可能な熱電併給装置が設けられ、

前記認証決定工程において、前記ホスト機器が前記認証要求電文を受信した旨を、前記リモコンの外部表示手段に表示するように構成すると好適である。

【0017】

上記特徴構成によれば、例えば、ホスト機器が、認証操作を行う必要がある旨をユーザ

50

ーに通知する手段を備えていない場合であっても、認証操作を行う必要があることを、熱電併給装置のリモコンを介して即座に知ることができる。すなわち、ホスト機器によるゲスト機器の認証を、よりユーザーが簡便に実行できる方法を確認することができる。また、既に設置された熱電併給装置のリモコンを転用するため、ホスト機器にユーザーに通知する手段を備えさせる必要がなく、安価に本願発明の方法を実行可能な製品を製作することができる。

【0018】

また、前記ホスト機器と前記ゲスト機器とを備えて構成され、上述の認証方法を実行する認証システムとすることができる。

【0019】

上記特徴構成によれば、ホスト機器によるゲスト機器の認証を、ユーザーに必要以上に手間をかけることなく簡便、かつ、不正な端末の認証を回避できるように安全に実行できる方法を確認した認証システムを実現することができる。

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】第1実施形態に係る認証システムのブロック図

【図2】初期接続設定モードのシーケンス図

【図3】認証システムにおいて用いる電文構成を示す図

【図4】自動再接続設定モードのシーケンス図

【図5】第2実施形態に係る認証システムのブロック図

【図6】第3実施形態に係る認証システムのブロック図

【発明を実施するための形態】

【0021】

以下では、本願発明に係る認証方法を用いた認証システムの実施形態について図を用いて説明する。

〔第1実施形態〕

（（認証システムの構成））

図1に示すように、本実施形態に係る認証方法は、認証された機器に通信手段12を介してサービスを提供するホスト機器1と、通信手段22を介して当該サービスを利用するゲスト機器2とが接続されたネットワークにより構成される認証システムにおいて、ホスト機器1がサービスの提供先としてゲスト機器2を認証する認証方法である。本実施形態においては、ホスト機器1としてガスコンロを、ゲスト機器2として、外部表示手段24を備えた携帯端末を用いる場合の一例を示す。より具体的には、例えば、ゲスト機器2として、通信手段22として無線LANチップを備えた、いわゆるスマートフォンを用いることができる。

【0022】

本明細書における「サービス」とは、ホスト機器1のユーザーにとって有益な情報、及びユーザーによってホスト機器1を操作可能とする手段を意味する。具体的には、ホスト機器1はサービスとして、ホスト機器1の動作状態を示す情報や、ホスト機器1のリモートコントロール機能などを提供する。これらのサービスは、ソフトウェアにより提供される。

【0023】

本実施形態においては、ホスト機器1及びゲスト機器2がIPネットワークにより通信可能なように接続される。より詳しくは、ホスト機器1及びゲスト機器2は、同一のローカルネットワークに接続される。具体的には、例えば、家庭や事業所などの屋内において、（図示しない）DHCPサーバ機能を有するルータに、ホスト機器1及びゲスト機器2が無線又は有線により接続される。このような構成により、ホスト機器1及びゲスト機器2は、図1に示すように、双方向に通信が可能となっている。通信にあたっては、互いのIPアドレスを用いて相互に通信を行うことや、ブロードキャストによる一方向通信が可能である。これらの通信には、例えば、TCPプロトコルやUDPプロトコルを利用する

10

20

30

40

50

ことができる。

【0024】

(ホスト機器の構成)

ホスト機器1は、制御手段11、通信手段12、記憶領域13、識別子データベース14、ならびに通信操作部15及び通常操作部16を備える。制御手段11は、ホスト機器1に設けられた各部(制御手段11、通信手段12、記憶領域13、識別子データベース14)を制御し、所定の動作を行わせるための手段で、公知の演算処理装置を用いることができる。本実施形態においては、制御手段11には、アドレス監視手段111が含まれる。アドレス監視手段111は、制御手段11上で動作するソフトウェアとして構成される。

10

【0025】

アドレス監視手段111は、現在、ホスト機器1の通信手段12に割り当てられている自身のIPアドレス121と、記憶領域13に記憶された直前IPアドレス132とが同一であるかを監視する。ここで、記憶領域13は、本願発明における「アドレス記憶手段」に相当する。

【0026】

通信手段12は、ゲスト機器2と通信するための手段であり、無線又は有線によりゲスト機器2を含むネットワークに接続するように構成されている。具体的には、通信手段12としては、無線LANチップや有線LANチップ、もしくは近距離無線通信のチップなどを用いることができる。通信手段12には、図示しないDHCPサーバから、もしくはユーザーによる手動設定によりIPアドレス121が割り振られる。通信手段12は、IPアドレス121を用いてゲスト機器2と通信を行う。また、ホスト機器1は、当該機器を一意に識別可能な識別子122を記憶するように構成されている。本実施形態においては、識別子122として通信手段12に備えられたMACアドレスを用いる。

20

【0027】

ホスト機器1は、ゲスト機器2に対して、ネットワークを介してサービスとして、ホスト機器1の動作状態を示す情報や、ホスト機器1のリモートコントロール機能などを提供する。具体的には、例えば、ホスト機器1がガスコンロの場合、ホスト機器1は、ガスバーナの点火状態をゲスト機器2に送信するし、ゲスト機器2は受信したガスバーナの点火状態を、当該ゲスト機器2の外部表示手段24上に表示する。ここで、ホスト機器1は、ゲスト機器2に対してサービスを提供するにあたり、あらかじめ当該ゲスト機器2に対しサービスを実行して良いかどうかを認証するための認証作業を行うように構成されている。すなわち、ホスト機器1は、あらかじめ認証したゲスト機器2にのみサービスを提供するように構成されている。

30

【0028】

本実施形態においては、ホスト機器1としてのガスコンロは、ガスバーナの着火スイッチなどの加熱調理のために用いる通常操作部16とは別に、上記認証作業に用いるための通信操作部15を備える。通信操作部15としては、タッチパネルや物理的なスイッチを用いることができる。より具体的には、ホスト機器1は、図2の初期接続モードM11のシーケンス図に示すように、通信操作部15として、後述する待受開始工程S1における待受開始操作#1を行うためのスイッチ15a及び、認証決定工程S5における認証操作#3における許可または不許可を選択可能なスイッチ15bを備える。

40

【0029】

記憶領域13は、任意の情報を読み書き可能に構成され、例えば、揮発性メモリもしくは不揮発性メモリを用いることができる。記憶領域13には、ホスト機器1の種別を示す機種種別131や、後述するアドレス監視手段111により取得された直前のIPアドレスである直前IPアドレス132が記憶される。具体的には、機種種別131は、あらかじめ機器の種別ごとに定められたコード(番号)として記憶される。

【0030】

また、ホスト機器1は、認証作業によって今までに認証したゲスト機器2の識別子22

50

2を記憶した識別子データベース14を備える。本実施形態においては、例えば、識別子データベース14は最大で、ゲスト機器2の10台分に相当する識別子222を記憶可能に構成される。

【0031】

(ゲスト機器の構成)

ゲスト機器2は、制御手段21、通信手段22、記憶領域23、及び外部表示手段24を備える。制御手段21は、ゲスト機器2に設けられた各部(通信手段22、記憶領域23、及び外部表示手段24)を制御し、所定の動作を行わせるための手段で、公知の演算処理装置を用いることができる。具体的には、制御手段21は、例えば、通信手段22を介して受信したデータに基づいて、外部表示手段24に当該データをユーザーに表示する

10

【0032】

通信手段22は、ホスト機器1と通信するための手段で、ホスト機器1の通信手段12と同様に、無線又は有線によりホスト機器1を含むネットワークに接続するように構成されている。具体的には、ゲスト機器2の通信手段22としては、無線LANチップや有線LANチップ、もしくは近距離無線通信用のチップなどを用いることができる。通信手段22には、図示しないDHCPサーバから、もしくはユーザーによる手動設定によりIPアドレス221が割り振られる。通信手段22は、IPアドレス221を用いてホスト機器1と通信を行う。また、ゲスト機器2は、当該機器を一意に識別可能な識別子222を記憶するように構成されている。本実施形態においては、識別子222として通信手段2

20

【0033】

記憶領域23は、任意の情報を読み書き可能に構成され、例えば、揮発性メモリもしくは不揮発性メモリを用いることができる。記憶領域23には、ホスト機器1の種別を示す機種種別231が記憶される。機種種別231は、ホスト機器1の機種種別131と同様に、あらかじめ機器の種別ごとに定められたコード(番号)として記憶される。

【0034】

外部表示手段24は、ゲスト機器2のユーザーに各種の情報を表示する手段で、具体的には、例えば、ディスプレイを用いることができる。本実施形態においては、ゲスト機器2の外部表示手段24は、ユーザーによって各種の入力を行うための入力手段としても機能するように構成される。具体的には、外部表示手段24としてタッチパネルを内蔵したディスプレイを用いる。

30

【0035】

また、ゲスト機器2は、図2に示す様に、探索工程S2において、所定の接続操作#2を実行可能に構成されている。本実施形態においては、制御手段21により外部表示手段24に接続操作#2のためのユーザーインターフェースが表示され、当該ユーザーインターフェースを操作することで、ゲスト機器2からホスト機器1への接続が開始されるように構成することができる。具体的には、外部表示手段24に接続操作#2のためのボタンを表示し、外部表示手段24に表示された当該ボタンをユーザーがタップしたときに、ゲスト機器2からホスト機器1への接続が開始される。

40

【0036】

(認証方法)

以下では、ホスト機器1によるゲスト機器2の認証方法について、図を用いて説明する。

【0037】

(電文の形式)

本実施形態に係る認証方法を説明するにあたり、まず、本実施形態に係る認証システムにおいてホスト機器1とゲスト機器2との間で送受信する電文の形式について説明する。図3に電文形式の一例を示す。

【0038】

50

本実施形態においては、ホスト機器 1 とゲスト機器 2 との間では、TCP/IP または UDP/IP プロトコルに沿って通信が行われる。このため、通信に用いる電文には、IP ヘッダ部に図 3 に示すように送信元（すなわち、ホスト機器 1 またはゲスト機器 2）の IP アドレス及び、送信先の IP アドレスが含まれる。また、TCP または UDP ヘッダ部には、送信元ポート番号及び送信先ポート番号が含まれる。

【0039】

さらに、TCP または UDP データ部には、本発明に係る認証方法に用いる「送信元認証キー」及び「送信先認証キー」が含まれる。また、必要に応じて「機種種別」及び「機器コード」などが含まれる。ここで、認証キーとしては、ホスト機器 1 及びゲスト機器 2 を一意に識別可能な値を用いれば良い。具体的には、例えば、ユーザーによりあらかじめ定められた値や、各機器の製造番号などを用いることが可能である。本実施形態においては、認証キーとして、ホスト機器 1 の識別子 1 2 2 またはゲスト機器 2 の識別子 2 2 2 が用いられる。

【0040】

（初期認証通信）

本実施形態において、ホスト機器 1 にゲスト機器 2 が初めて認証を要求する場合の通信を、「初期認証通信」と呼ぶ。図 2 に、初期認証通信における通信シーケンスを示す。図中では、初期認証通信を実行中のホスト機器 1 及びゲスト機器 2 の状態を、初期接続モード M 1 1 及び初期接続モード M 2 1 として示している。

【0041】

本実施形態に係る認証方法においては、初期認証通信において、ホスト機器 1 とゲスト機器 2 とが協調して順に、待受開始工程 S 1、探索工程 S 2、通知工程 S 3、認証要求工程 S 4、及び認証決定工程 S 5 を実行する。以下では、図 2 を用いて各工程を順に説明する。

【0042】

1. 待受開始工程 S 1

初期認証通信においては、まず、ユーザーが、ホスト機器 1 に対し所定の待受開始操作 # 1 を行う。ホスト機器 1 は、待受開始操作 # 1 を受け付けると、ゲスト機器 2 からの通信を待ち受ける待受状態に移行する。より具体的には、ホスト機器 1 は、ゲスト機器 2 との初期認証通信を行うための待受状態に移行する。ここで、待受開始工程 S 1 は、図 2 に示すようにホスト機器 1 が待受状態に移行してから、実際に初期接続モード M 1 1 に移行するまで（初期認証通信を開始するまで）の間が相当する。

【0043】

なお、本実施形態においては、ホスト機器 1 は、既に識別子データベース 1 4 にあらかじめ定められた所定台数分、ゲスト機器 2 の識別子 2 2 2 が記憶されている場合には、待受状態に移行しないように構成されている。この場合に、識別子データベース 1 4 が満杯である旨をユーザーに通知するように構成すると、ユーザーの利便性が向上し好適である。

【0044】

ここで、「待受状態」とは、ホスト機器 1 がゲスト機器 2 からの通信を待ち受け可能な状態を意味する。より具体的には、例えば、ゲスト機器 2 を認証するためのプログラムが起動した状態、もしくはゲスト機器 2 を認証するためのプログラムが起動した状態で、かつ、ゲスト機器 2 を認証するための通信に用いる通信ポートが開放された状態を意味する。本実施形態においては、ホスト機器 1 は、待受状態、後述する初期接続モード M 1 1、及び自動再接続設定モード M 1 2 のときに通信ポートを開放し、それ以外のときには通信ポートは閉じるように構成されている。待受状態において、ホスト機器 1 が、ゲスト機器 2 からの探索用電文 p 1 を受信すると、認証のためのプログラムが実行される。ただし、本実施形態においては、ホスト機器 1 は、待受状態においてあらかじめ定められた所定時間内にゲスト機器 2 からの探索用電文 p 1 を受信しなかった場合には、待受状態を終了するように構成されている。ここでの、所定時間としては、例えば、1 日に設定することが

できる。

【 0 0 4 5 】

2 . 探索工程 S 2

次に、ユーザーが、ゲスト機器 2 に対し所定の接続操作 # 2 を行う。ゲスト機器 2 は、接続操作 # 2 を受けると、自身の IP アドレス 2 2 1 とホスト機器 1 を探す旨の情報とを含む探索用電文 p 1 とを、ネットワーク内にブロードキャストする。より詳しくは、ゲスト機器 2 は、電文に、自身の IP アドレス 2 2 1 と探索用電文 p 1 とを含めてブロードキャストする。また、本実施形態においては、探索用電文 p 1 の「機種種別」に自身の機種種別 2 3 1 を設定する。ここで、探索用電文 p 1 をブロードキャストする工程が探索工程 S 2 に相当する。

10

【 0 0 4 6 】

本実施形態において、具体的には例えば、「機種種別」にゲスト機器 2 の機種種別 2 3 1 である「0x80」（以下、接頭語の 0x は 1 6 進数を示す。）が入力される。また、「送信先認証キー」及び「送信元認証キー」には「0xFFFFFFFF」が設定される。すなわち、「送信先認証キー」及び「送信元認証キー」にはホスト機器 1 の識別子 1 2 2 にはなり得ない値が設定される。

【 0 0 4 7 】

なお、後述する通知工程 S 3 におけるホスト機器 1 からの応答（応答電文 p 2 ）が所定時間内に返ってこなかった場合には、ゲスト機器 2 は、再度、探索用電文 p 1 をブロードキャストする。それでもホスト機器 1 からの応答がない場合、所定回数を上限として繰り返し、探索用電文 p 1 をブロードキャストする。本実施形態においては、例えば、所定時間を 5 秒、上限となる所定回数を 6 回としている。

20

【 0 0 4 8 】

3 . 通知工程 S 3

続いて、ホスト機器 1 がゲスト機器 2 から探索用電文 p 1 を受信すると、自身の IP アドレス 1 2 1 を含む応答電文 p 2 をゲスト機器 2 に通知する。本実施形態においては、ホスト機器 1 は、受信した探索用電文 p 1 に含まれる「機種種別」が、適正か否かを確認し、正しくない場合には、ゲスト機器 2 に応答電文 p 2 を返さず、正しい場合にのみゲスト機器 2 に自身の IP アドレス 1 2 1 を含む応答電文 p 2 をゲスト機器 2 に通知するように構成される。ここで、適正か否かの判断については、例えば、ホスト機器 1 に、あらかじめ適正とみなす機種種別のリストを記憶しておき、当該リストと一致するか否かをもって判断するように構成することができる。

30

【 0 0 4 9 】

応答電文 p 2 に関してより具体的には、「送信元 IP アドレス」に自身の IP アドレス 1 2 1 が設定され、「送信先 IP アドレス」に、受信した探索用電文 p 1 の送信元 IP アドレスであるゲスト機器 2 の IP アドレス 2 2 1 を設定することで、ゲスト機器 2 にホスト機器 1 の IP アドレス 1 2 1 を通知する。これにより、ゲスト機器 2 は、ホスト機器 1 の IP アドレス 1 2 1 を把握することができ、以降では、ホスト機器 1 の IP アドレス 1 2 1 を用いて、TCP / IP 通信を行うことができる。

【 0 0 5 0 】

本実施形態においては、応答電文 p 2 には「機種種別」にホスト機器 1 の機種種別 1 3 1 が設定される。このような構成とすることにより、ネットワーク内に、複数のホスト機器 1 が存在する場合（例えば、ホスト機器 1 としてのガスコンロ及び熱電併給装置などが存在する場合）においても、ゲスト機器 2 は、接続対象とするホスト機器 1 との通信を選択的に確立することができる。

40

【 0 0 5 1 】

4 . 認証要求工程 S 4

ゲスト機器 2 は、ホスト機器 1 の IP アドレス 1 2 1 を受信すると、ホスト機器 1 による認証を要求する旨の情報とゲスト機器 2 を一意に識別可能な識別子 2 2 2 とを含む認証要求電文 p 3 をホスト機器 1 に送信する。本実施形態においては、認証要求電文 p 3 を送

50

信するにあたり、ゲスト機器 2 は、まず受信した応答電文 p 2 の「機種種別」が接続対象のものと同じであることを確認する。確認した結果、一致しない場合には、何もせず待機し、一致した場合には、認証要求電文 p 3 の「送信元認証キー」にゲスト機器 2 の識別子 2 2 2 を設定し、ホスト機器 1 に送信する。

【 0 0 5 2 】

5 . 認証決定工程 S 5

ホスト機器 1 は、認証要求電文 p 3 を受信すると、ゲスト機器 2 を認証するか否かを、ユーザーが所定の認証操作 # 3 を行うことで決定するように構成されている。具体的には、本実施形態においては、ホスト機器 1 が認証要求電文 p 3 を受信すると、ホスト機器 1 が認証要求電文 p 3 を受信した旨を、ゲスト機器 2 である携帯端末の外部表示手段 2 4 に表示するように構成されている。すなわち、ホスト機器 1 は、認証要求電文 p 3 を受信した場合に、ゲスト機器 2 に対して、認証要求電文 p 3 を受信した旨を通知する。当該通知を受信したゲスト機器 2 は、外部表示手段 2 4 に、その旨を表示する。このとき、当該旨の通知と合わせて、ホスト機器 1 において認証操作 # 3 を行うことを促すメッセージを表示すると良い。このような構成とすれば、ユーザーが認証操作 # 3 を行うタイミングを的確に把握することができ、認証操作 # 3 を忘れることを防止することができる。以上の工程が認証決定工程 S 5 に相当する。

【 0 0 5 3 】

ここで、ユーザーにより、ホスト機器 1 に用意された通信操作部 1 5 が操作されると、その結果がゲスト機器 2 に通知される。具体的には、通信操作部 1 5 において許可が選択された場合には、ホスト機器 1 の識別子 1 2 2 が、ゲスト機器 2 に通知される。一方、不許可が選択された場合には、ゲスト機器 2 には、接続に失敗した旨が通知される。より詳しくは、許可が選択された場合には、ホスト機器 1 からゲスト機器 2 に送信される結果通知電文 p 4 の「送信元認証キー」にホスト機器 1 の識別子 1 2 2 が設定され、不許可の場合には、「送信元認証キー」に識別子 1 2 2 としてとり得ない値、例えば「0xFFFFFFFF」が設定される。以上で、ホスト機器 1 及びゲスト機器 2 による初期認証通信は終了する。

【 0 0 5 4 】

(自動再認証通信)

本実施形態に係る認証方法においては、IP アドレスが変化するなどの要因により一度認証を行ったゲスト機器 2 とホスト機器 1 との通信が確立できなくなった場合には、再度、初期認証通信を用いることなく自動的にホスト機器 1 においてゲスト機器 2 を再認証するように構成されている。このゲスト機器 2 の再認証の仕組みを、ここでは「自動再認証通信」と呼ぶ。

【 0 0 5 5 】

以下では、図 4 を用いて、自動再認証通信について説明する。なお、自動再認証通信における各工程 (S 1 ~ S 4) の内容は、初期認証通信の各工程 (S 1 ~ S 4) と同一のため、以下では詳細な説明を省略する。図中では、自動再認証通信を実行中のホスト機器 1 及びゲスト機器 2 の状態を、自動再接続設定モード M 1 2 及び自動再接続設定モード M 2 2 として示している。

【 0 0 5 6 】

自動再認証通信を実行するため、上述のようにホスト機器 1 は、認証決定工程 S 5 において認証済みのゲスト機器 2 の識別子 2 2 2 を記憶する識別子データベース 1 4 を備える。すなわち、ホスト機器 1 は、認証決定工程 S 5 において、ユーザーによる認証操作 # 3 によって、認証が許可された場合に、認証された識別子 2 2 2 を識別子データベース 1 4 に記憶するように構成されている。

【 0 0 5 7 】

自動再認証通信は、ゲスト機器 2 が、初期認証通信において取得したホスト機器 1 の IP アドレス 1 2 1 に対して通信不能となった場合に開始される。具体的には、例えば、DHCP サーバによりホスト機器 1 に異なる IP アドレスが再割当てされた場合が該当する。

10

20

30

40

50

【 0 0 5 8 】

本実施形態においては、ホスト機器 1 の IP アドレス 1 2 1 が変更されると、ホスト機器 1 自身が、IP アドレス 1 2 1 の変更を検知するように構成されている。具体的には、ホスト機器 1 が、ホスト機器 1 自身の IP アドレス 1 2 1 を定期的に記憶するための記憶領域 1 3 を備える。さらに、自身の IP アドレス 1 2 1 と、記憶領域 1 3 に記憶された直前の IP アドレスである直前 IP アドレス 1 3 2 とが同一であるかを監視するアドレス監視手段 1 1 1 と、を備える。

【 0 0 5 9 】

アドレス監視手段 1 1 1 の動作について説明する。ホスト機器 1 は、アドレス監視手段 1 1 1 の動作を開始させると、まず、その時点でのホスト機器 1 の IP アドレス 1 2 1 を、記憶領域 1 3 に直前 IP アドレス 1 3 2 として記憶する。続いて、その時点での IP アドレス 1 2 1 を取得し、当該 IP アドレス 1 2 1 と記憶領域 1 3 に記憶された直前 IP アドレス 1 3 2 とを比較する。IP アドレス 1 2 1 と直前 IP アドレス 1 3 2 とが同一の場合には、この比較処理を繰り返す。ここで、比較処理を繰り返す際の間隔は、例えば、10 秒に設定すると良い。比較処理において、アドレス監視手段 1 1 1 が、IP アドレス 1 2 1 と直前 IP アドレス 1 3 2 とが同一でないことを検知した場合には、ホスト機器 1 は待受状態に移行し、待受開始工程 S 1 が実行される。その後、初期認証手順における探索工程 S 2、通知工程 S 3、及び認証要求工程 S 4 を順次実行する。

【 0 0 6 0 】

自動再認証通信においては、認証要求工程 S 4 を実行後、初期認証通信における認証決定工程 S 5 に代えて自動認証工程 S 5 1 を実行する。自動認証工程 S 5 1 では、ホスト機器 1 が、受信した認証要求電文 p 3 に含まれるゲスト機器 2 の識別子 2 2 2 が、識別子データベース 1 4 に記憶されている場合にゲスト機器 2 を自動的に認証するように構成される。

【 0 0 6 1 】

具体的には、自動認証工程 S 5 1 において、ゲスト機器 2 が、認証要求電文 p 3 において「送信元認証キー」にゲスト機器 2 の識別子 2 2 2 を設定し、当該認証要求電文 p 3 をホスト機器 1 に送信し、ホスト機器 1 は認証要求電文 p 3 を受信する。ホスト機器 1 は、認証要求電文 p 3 を受信すると、認証要求電文 p 3 の「送信元認証キー」が、識別子データベース 1 4 に既に記憶されているか否かを確認する。ここで、認証要求電文 p 3 の「送信元認証キー」が既に記憶されている場合には、ゲスト機器 2 の認証を許可し、記憶されていない場合には認証を不許可とする。以上が、自動認証工程 S 5 1 に相当する。

【 0 0 6 2 】

ホスト機器 1 におけるゲスト機器 2 の認証の許可、不許可が決定されたのちは、初期認証通信と同様に、結果通知電文 p 4 がホスト機器 1 からゲスト機器 2 に送信される。以上で、ホスト機器 1 及びゲスト機器 2 による自動再認証通信は終了する。

【 0 0 6 3 】

このように本願発明に係る認証方法（初期認証通信及び自動再認証通信）を用いることで、ホスト機器 1 によるゲスト機器 2 の認証を、ユーザーに必要以上に手間をかけることなく簡便、かつ、不正な端末の認証を回避できるよう安全に実行することができる。

【 0 0 6 4 】

〔 第 2 実施形態 〕

本願発明の第 2 実施形態を、図 5 を用いて説明する。なお、第 1 実施形態と同一の構成については、以下では詳細な説明を省略する。第 1 実施形態においては、ホスト機器 1 が、通常操作部 1 6 とは別に、認証作業に用いるための通信操作部 1 5 を備える構成の一例を示した。第 2 実施形態においては、通信操作部 1 5 を備えない場合の構成を示す。具体的には、本願発明に係るホスト機器 1 を、通信操作部 1 5 を備えない従来型の機器の筐体を流用して実現する場合の構成に相当する。本実施形態においては、ホスト機器 1 として、ガスバーナの着火スイッチなどの加熱調理のために用いる通常操作部 1 6 のみを備えたガスコンロを例として説明する。

【 0 0 6 5 】

本実施形態においては、ホスト機器 1 は、図 5 に示すように通信操作部 1 5 を備えず、通常操作部 1 6 のみを備える。本実施形態においては、ホスト機器 1 は、ホスト機器 1 に対して物理的な状態変化を伴う当該ホスト機器に特有の操作を行うことで、待受開始操作 # 1 及び認証操作 # 3 が実行できるように構成される。

【 0 0 6 6 】

より具体的には、例えば、「右コンロを点火後、左コンロを点火」することを、待受開始操作 # 1 としたり、認証操作 # 3 を行う認証決定工程 S 5 のタイミングにおいて「右コンロを点火した場合、許可、左コンロを点火した場合は不許可」とすることができる。このような構成とすることで、通信操作部 1 5 のない筐体を用いる場合であっても、本願発明に係るホスト機器 1 を実装することができる。

10

【 0 0 6 7 】

〔 第 3 実施形態 〕

本願発明の第 3 実施形態を、図 6 を用いて説明する。なお、第 1 実施形態と同一の構成については、以下では詳細な説明を省略する。本実施形態においては、ホスト機器 1 と同一の場所に、外部表示手段 3 1 を備えたりリモコン 3 により操作可能な熱電併給装置 4 が設けられている構成の一例を示す。ここで、同一の場所とは、ホスト機器 1 が設置された家屋内を意味する。

【 0 0 6 8 】

本実施形態においては、認証決定工程 S 5 において、ホスト機器 1 が認証要求電文 p 3 を受信した旨を、リモコン 3 の外部表示手段 3 1 に表示するように構成される。このような構成とすれば、ホスト機器 1 が外部表示手段を備えなくとも、本願発明に係る認証方法を円滑に実行することができる。

20

【 0 0 6 9 】

〔 別実施形態 〕

(1) 上記実施形態においては、ホスト機器 1 が識別子データベース 1 4 を備える場合の構成を示したが、ホスト機器 1 が識別子データベース 1 4 を備えない構成としても構わない。この場合、ホスト機器 1 は、自動再認証通信を行わないように構成すると良い。

【 0 0 7 0 】

(2) 上記実施形態においては、ホスト機器 1 がアドレス監視手段 1 1 1 を備える場合の構成を示したが、ホスト機器 1 がアドレス監視手段 1 1 1 を備えない構成としても構わない。この場合、ホスト機器 1 は、自動再認証通信を行うにあたり、ユーザーが通信操作部 1 5 により # 待受開始操作 # 1 を行うように構成すると良い。

30

【 0 0 7 1 】

(3) 上記実施形態においては、認証要求電文 p 3 を受信した旨をホスト機器 1 以外の外部表示手段 (2 4 または 3 1) に表示する場合の構成を示したが、ホスト機器 1 に備えられたランプを点滅させるなどの方法で、ユーザーに認証操作 # 3 を促すような構成としても構わない。

【 0 0 7 2 】

(4) 上記実施形態においては、ホスト機器 1 としてガスコンロを、ゲスト機器 2 としてスマートフォンを用いる場合の例を説明したが、これらの機器に限られない。ホスト機器 1 としては、図 1 に示す各手段 (1 1 ~ 1 6) を備える機器であれば良く、例えば、給湯器や、冷蔵庫、洗濯機、またはスピーカーなどの電子機器を用いることが可能である。また、ゲスト機器としては、図 1 に示す各手段 (2 1 ~ 2 4) を備えた機器であれば良く、例えば、PC やタブレット端末を用いることが可能である。

40

【 0 0 7 3 】

(5) 上記第 2 実施形態においては、ホスト機器 1 としてガスコンロを用い、ホスト機器 1 に対して物理的な状態変化を伴う当該ホスト機器に特有の操作として、左右のコンロを点火することで、待受開始操作 # 1 及び認証操作 # 3 を行う場合の例を説明した。物理的な状態変化を伴う当該ホスト機器に特有の操作としては、例えば、ホスト機器 1 として給

50

湯器を用いる場合にはお湯の出し入れを、冷蔵庫、洗濯機を用いる場合には、ドアの開け閉めを、またスピーカーを用いる場合には音量の上げ下げを行うこととすることが可能である。

【産業上の利用可能性】

【0074】

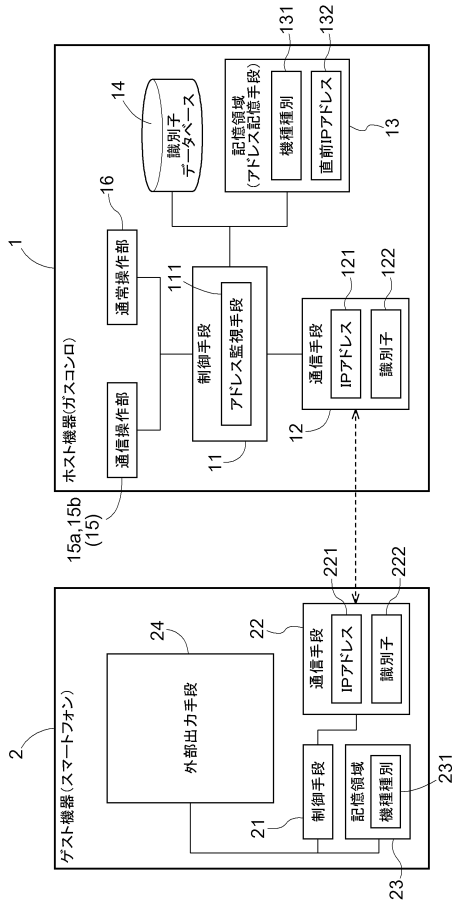
認証された機器にサービスを提供するホスト機器と、当該サービスを利用するゲスト機器とが接続されたネットワークにおいて、前記ホスト機器が前記サービスの提供先として前記ゲスト機器を認証する認証方法として利用可能である。

【符号の説明】

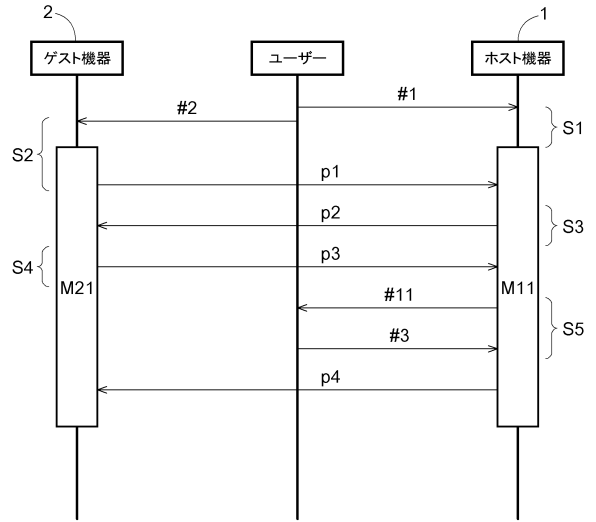
【0075】

1	: ホスト機器	
2	: ゲスト機器	
3	: リモコン	
4	: 熱電併給装置	
1 3	: 記憶領域 (アドレス記憶手段)	
1 4	: 識別子データベース	
2 4	: 外部表示手段	
3 1	: 外部表示手段	
1 1 1	: アドレス監視手段	
1 2 1	: IPアドレス	20
1 2 2	: 識別子	
1 3 2	: 直前IPアドレス	
2 2 1	: IPアドレス	
2 2 2	: 識別子	
S 1	: 待受開始工程	
S 2	: 探索工程	
S 3	: 通知工程	
S 4	: 認証要求工程	
S 5	: 認証決定工程	
S 5 1	: 自動認証工程	30
p 1	: 探索用電文	
p 3	: 認証要求電文	

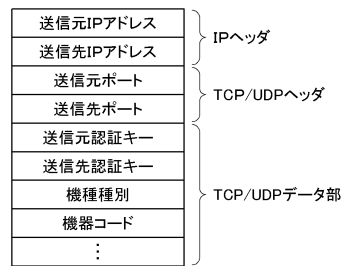
【図1】



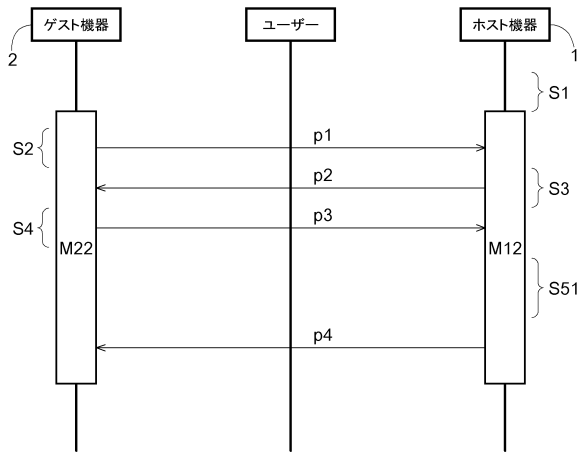
【図2】



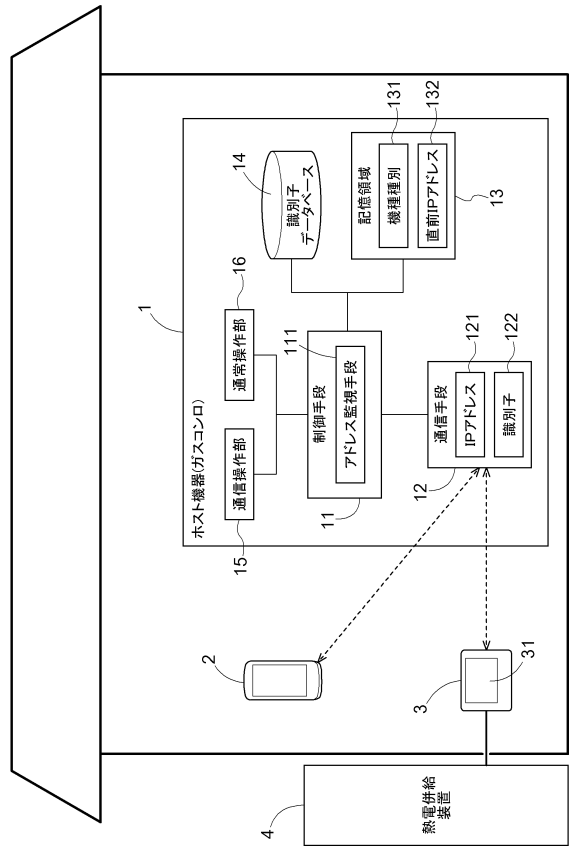
【図3】



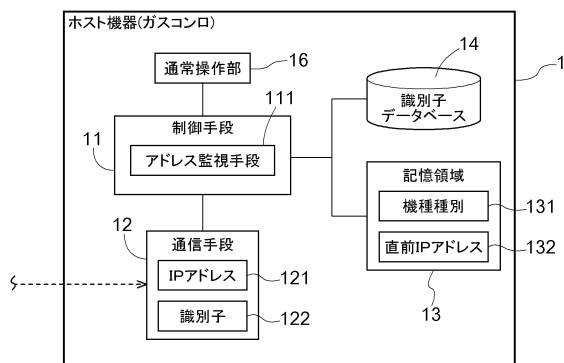
【図4】



【図6】



【図5】



フロントページの続き

- (72)発明者 藤井 元
大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号 大阪瓦斯株式会社内
- (72)発明者 宮藤 章
大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号 大阪瓦斯株式会社内
- (72)発明者 石木 達也
大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号 大阪瓦斯株式会社内
- (72)発明者 宇野 香奈
大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号 大阪瓦斯株式会社内

審査官 岸野 徹

- (56)参考文献 国際公開第2006/043446(WO, A1)
特開2009-043049(JP, A)
特開2004-152249(JP, A)
米国特許出願公開第2012/0324554(US, A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 21/44